

地域安全灯設置費補助金について

1 事業の内容

犯罪の防止及び交通事故の防止を図るために行政区が公衆用道路等に設置する地域安全灯について、その設置に要する費用の一部を補助します。

2 対象

- (1) LEDの地域安全灯を新規に設置する場合
- (2) 水銀灯などのLEDではない地域安全灯をLEDのものに更新する場合
- (3) 雷等の災害により壊れた地域安全灯（こちらはLEDのものでも可）をLEDのものに更新する場合

3 補助金額

- (1) 基本補助金額 新設・更新に必要な費用（設置費用）の2分の1（上限5万円）
- (2) 上乗せ補助金額 設置費用から基本補助金額を引いた額の2分の1（上限2万5千円）

※ 上限額は、1灯当たりの額です。

上乗せ補助は、地域自治区予算としての執行を予定している地区のみが対象です。

1,000円未満の端数は切り捨てです。

4 実施方法

地域安全灯設置費補助事業は、前年度に実施計画をし、その翌年度に実施をします。令和8年度は、令和7年度に計画をした事業の実施をします。

手続等はおおよそ次のとおりです。

主体	内容
市	事業の実施に必要な書類（事業調査票等）の送付（4月中）
行政区	事業調査票に必要事項を記載し、実施箇所が分かる位置図・見積書の写しを添付して提出
市	金額の内示の通知及び補助金交付申請書等事業の実施に必要な書類を送付
行政区	設置工事の実施事業者と工事の時期を調整し、必要事項を記載して補助金交付申請書等を提出

市	補助金交付決定通知書の送付
行政区	設置工事の実施（実施報告書への添付が必要な着手前後の写真撮影を事業者に依頼してください。）
行政区	設置工事の実施事業者への支払
行政区	実施報告書、領収書の写し及び着手前後の写真を提出
市	補助金確定通知書・補助金請求書の様式を送付
行政区	補助金請求書を提出
市	補助金の支出（行政区の口座への振込み）

5 その他

- (1) 補助金の要綱及び様式は市のホームページに掲載しています。